

趣旨

- 平成21年に国家公務員の人事評価制度が導入されてから10年以上が経過し、これまで制度の定着及び適切な実施を図ってきたが、能力・実績主義の更なる徹底という観点から、職員的能力及び実績を職員の処遇に的確に反映するための人事評価の改善が重要であることに鑑み、令和2年の通常国会に提出した「国家公務員法等の一部を改正する法律案」においては、人事評価の改善の検討についても規定したところである。
- このような状況を踏まえ、評語の分布状況の調査、職員に対する人事評価に関する意識調査、民間企業等からのヒアリング等も行いつつ、能力・実績主義の徹底はもちろんのこと、職場環境や働き方をはじめとする時代の変化も踏まえた新たな人事評価の在り方やそのための改善方策等について、幅広く議論、整理を行うことを目的として、「人事評価の改善に向けた有識者検討会」を開催する。

主な議論テーマ

- ①よりきめ細かく偏ることなくバランスのとれた評価を行うための評語区分の細分化
- ②評価結果や評語分布状況などの情報の管理・活用の在り方
- ③その他能力評価・業績評価の改善方策

構成員

- 石田 昭浩 日本労働組合総連合会副事務局長
- 稲継 裕昭 早稲田大学政治経済学術院教授
- 大久保幸夫 (株)リクルートフェロー兼リクルートワークス研究所アドバイザー
- 武石恵美子 法政大学キャリアデザイン学部教授
- 辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授
- 椋田 哲史 (一社)日本経済団体連合会専務理事
- ◎守島 基博 学習院大学経済学部経営学科教授 (敬称略、五十音順、◎は座長)

スケジュール等

- ・ 7月29日(水)第1回
- ・ 概ね月1回程度開催
- ・ 議事要旨・資料は内閣人事局HPで公開

(連絡先)
内閣官房内閣人事局 ねりうがわ 次田、練生川
電話 03-6257-3742(直通)

(参照条文等)

○国家公務員法等の一部を改正する法律案（令和2年閣法第52号）（抄）

附 則

第16条（略）

- 2 政府は、国家公務員の給与水準が旧国家公務員法第八十一条の二第二項、第四条の規定による改正前の検察庁法第二十二条又は旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院においてこの法律の公布後速やかに行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額その他の事項についての検討の状況を踏まえ、令和十二年三月三十一日までに所要の措置を順次講ずるものとする。
- 3 政府は、前項の人事院における検討のためには、職員の能力及び実績を職員の処遇に的確に反映するための人事評価の改善が重要であることに鑑み、この法律の公布後速やかに、人事評価の結果を表示する記号の段階その他の人事評価に関し必要な事項について検討を行い、施行日までに、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

第3章「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）

(3) 新しい働き方・暮らし方

④公務員制度改革

2018年の人事院の意見の申出も踏まえ、公務員の定年引上げに向けた取組を進める。

国家公務員制度改革基本法 にのっとり、能力・実績主義の人事管理を徹底し、適材適所の人材配置を図るため、局長等の職務内容の明示、人事評価の運用改善、幹部職員及び管理職員の公募の目標設定並びに官民公募に重点を置いた公募の推進や十分な応募が得られるための環境整備等に引き続き着実に取り組む。人事評価の結果を表示する評語の段階その他の人事評価に関し必要な事項について速やかに有識者による検討体制を設け検討を行い、2021年夏までを目途に必要な措置を順次実施するとともに、人事院における昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等についての検討を踏まえ、2029年度末までに所要の措置を順次講ずる。